



2019年5月10日  
株式会社 阿波銀行

定款の一部変更に関するお知らせ

阿波銀行(頭取 長岡奨)は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第207期定時株主総会に「定款の一部変更」について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

以 上



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 阿 波 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 長 岡 奨

(コード番号 8388 : 東証第一部)

問 合 せ 先 執行役員経営統括部長 西 大 和  
兼バリュープロジェクト室長

電 話 番 号 (088) 623-3131

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2019年5月10日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第207期定時株主総会で株主の皆さまによるご承認が得られることを条件として、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため顧問制度を廃止することに伴い、現行定款第22条③に定める顧問に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第22条(役付取締役およびその他の役職) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	第22条(役付取締役およびその他の役職) 同左
②取締役会は、その決議によって、専務執行役員、常務執行役員および執行役員を置くことができる。	②同左
③取締役会は、その決議によって、 <u>相談役および顧問</u> を置くことができる。	③取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日

定款変更の効力発生日 2019年6月27日

以 上